

R6 横浜市立山田小学校いじめ防止基本方針

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

いじめとは「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

② いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在である。子どもの健やかな成長は社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人の関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、他者の長所などを発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場では、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指しのびのびと生活している。

しかし、生活の場が他者を排除するような雰囲気であれば、子どもの自己実現を保障する場でなくなり、いじめを発生させる要因にもなりかねない。

いじめは子どもの健やかな成長の阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものと認識する。

③ いじめを防止するための基本的な方向性

- ・あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりをめざす。
- ・いじめの早期発見・解決のため学校組織をあげて取り組む。
- ・学校、保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。

2. 学校いじめ防止対策委員会の設置

① 「学校いじめ防止対策委員会」の構成員と運営

月1回、定期的に学校いじめ防止対策委員会を開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

校長、副校長、教務主任、児童支援専任、養護教諭、当該学年主任、学級担任、必要に応じて心理や福祉の専門家に参加を求める。

いじめの防止、早期発見に関することやいじめの対応に関すること必要な時に開き、速やかに対応できるようにする。

校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核としての役割を担い、いじめの未然防止、早期発見・事案対処、取組の検証を行う。

② 委員会の活動内容

●未然防止

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりをする。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を見守る児童及び保護者に周知する。

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口を設置する。

- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報を収集・記録し共有する。
- ・ いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・ いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- 取組の検証
 - ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
 - ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し計画的に実施する。
 - ・ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

3. いじめの未然防止、早期発見・事案対処

① いじめの未然防止

- 「いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、
- ・ 分かる授業づくりをすすめ、全ての児童が参加、活躍できる授業を工夫する。
 - 児童が見通しをもてるように「ねらい」と「流れ」を明確にし、視覚化する。
 - ひとりで考える、二人組や数人のグループで意見を聞き合う、全員で共有するなどの場面を授業の中に取り入れる。
 - ・ どの児童にもわかるルールで児童が安心して落ち着いて学習できる環境をつくる。
 - 授業中いつも決まったルールや、その時間に必要な約束を明文化して、必要に応じて掲示する。
 - ・ 他の児童や大人との関わり合いを通して、児童自らが人と関わる喜びや大切さに気付いていけるようにする。
 - ・ 互いに関わり合いながら人の役に立っている、人から認められているといった自己有用感を感じることができるようしていく。
 - ・ いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりをする。
 - ・ YPプログラム、ソーシャルスキルトレーニング、エンカウンター等を取り入れ、一人ひとりを認める関係づくりをしていく。
 - ・ 「横浜子ども会議」を通していじめ防止の啓発を図る。
 - ・ 計画的に「SOSの出し方教育」を実施し、児童がSOSを出しやすい環境づくりに努める。

② いじめの早期発見

- ・ 「いじめはどの学校でも起こりうるもの」「大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる」という認識のもと、全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行う。そして、児童の小さな変化も見逃さない感覚を身につけていくようにする。
- ・ 児童の様子がおかしいと感じたときには、学年や児童支援専任に知らせる。職員会議等でも情報を共有し、より多くの目で児童を見守るようにする。
- ・ YPアセスメントを行い児童の社会的スキルの育成状況を把握し、実態を把握する。
- ・ いじめに関するアンケートを年2回行い、児童の様子や心情を把握する。必要に応じ教育相談も行う。
- ・ 児童に情報モラルを身につけさせるための研修を行う。
- ・ ネットパトロールを行い、インターネットを通じて行われるいじめに対処する。

③ いじめに対する措置

- ・ いじめの疑いがあった段階で直ちに学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、管理職のリーダーシップの下、組織的に対応方針を決定する。
- ・ 被害児童・保護者の心に寄り添った支援や、加害児童・保護者に対する指導・支援を継続的に行う。
- ・ 対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。

④ いじめの解消《要件》

いじめの解消の判断には、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの解消に向けて

- ・ いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- ・ いじめを受けた児童の支援、いじめを行った児童の指導を継続するため、学校いじめ防止対策委員会において支援内容や指導内容を情報共有し、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- ・ いじめを受けた児童、いじめを行った児童双方の保護者に、随時学校の取組状況や児童の様子を伝えるとともに、家庭での様子や変化を把握するなど情報共有に努める。

⑤ 教職員研修の実施

- ・ いじめに関する研修や児童理解に関する研修（YPアセスメント・横浜プログラム等）を実施する。

⑥ 学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」「学校家庭地域連携事業」「学校づくり懇話会」などを活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、保護者・地域・学校で連携する。

⑦ 取組の年間計画

月	取組内容	
4月	年間計画と重点指導内容等の確認 児童引継ぎ いじめ防止研修 児童指導特別支援教育委員会①	4月いじめに関する校内研修 教育相談職員研修 学級懇談会、地域訪問
5月	児童指導特別支援教育委員会② いじめ早期発見のための生活アンケート実施（記名式アンケート・教育相談） 中学校ブロックの取り組み	地域訪問 山田小スマイルフォーラム （学校教育説明会）で説明
6月	児童指導特別支援教育委員会③ YPアセスメントの実施 YPアセスメント支援検討会（1回目） 中学校ブロックの取り組み	
7月	児童指導特別支援教育委員会④ 中学校ブロックの取り組み 横浜子ども会議（中学校ブロック） YPアセスメント研修（夏休み研修）	学・家・地連総会、 学校づくり懇話会で説明 （いじめ防止基本方針説明） 個人面談
8月	児童指導特別支援教育委員会⑤ 中学校ブロックの取り組み いじめ防止研修（夏休み研修）	小中一貫教育全体研修会

	横浜子ども会議(都筑区交流会)	
9月	心のアンケート	学級懇談会
10月	児童指導特別支援教育委員会⑥ YPアセスメント(2回目)実施 ネットマナー教室の開催	個人面談(希望制)
11月	YPアセスメント支援検討会(2回目) いじめアンケート(2回目)実施	教育相談職員研修
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組 (無記名アンケート・教育相談) 児童指導特別支援教育委員会⑦	
1月	いじめ防止研修	個人面談(希望制)
2月	児童指導特別支援教育委員会⑧ 年間の振り返り 学校いじめ防止基本方針の見直し	学級懇談会 学・家・地連総会、 学校づくり懇話会で説明
3月	新年度への引継ぎ (幼稚園・保育園・中学校)	学校づくり懇話会で振り返り
年間	いじめ防止対策委員会(月1回・随時) いじめの認知・支援方針の決定 横浜プログラム実施・カウンセラーによる 相談	

※児童指導特別支援教育委員会

児童支援専任、児童指導特別支援教育委員で構成

月1回、学年の様子や配慮を要する児童についての情報交換をする。学校や児童の様子で気になることについて話し合い、職員会議等で情報を共有する。

4. 重大事態への対処

【重大事態の定義】(いじめ防止対策推進法 28条においてのいじめの重大事態の定義)

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(第1項第1号)
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(第1項第2号)

【重大事態の報告】

学校は重大事態であると思われる案件が発生した場合(疑いを含む)には直ちに教育委員会に報告する。「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに事実関係を明確にするための調査を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について情報を適切に提供する。

5. いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜いじめ基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

改定日 令和6年3月25日
更新日 令和6年3月31日